

議案第71号

向日市印鑑条例の一部改正について

向日市印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

向日市印鑑条例（昭和51年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（登録証明の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第7項の規定による<u>個人番号カード</u>利用者証明用電子証明書の記録があるものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（<u>公的個人認証法</u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録があるものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された_____端末機で、自動で証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を通じて、登録証明の申請をすることができる。</p>	<p>（登録証明の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号_____）第22条第7項の規定による_____利用者証明用電子証明書の記録があるものに限る。）_____を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する</u>端末機で、自動で証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を通じて、登録証明の申請をすることができる。</p>

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。